

## 最初に必ずお読みください【申請にあたっての注意事項】

### 1. 一般的なご相談先

業務改善助成金申請にかかる一般的なご相談は業務改善助成金コールセンター（電話番号：0120-366-440 受付時間：平日9時00分から17時00分まで）にお問い合わせください。

なお、助成対象経費として認められるかについて申請前にご相談をいただいても、提出された申請書類に基づき精査する必要があることから回答はできませんのでご了承ください。

### 2. 申請期限について

業務改善助成金の交付要綱及び要領をよくご確認のうえ、期限までに青森労働局に到達するよう申請願います。受領は業務取扱時間となっておりますので、発送日に関わらず、配達が閉庁日にあたる場合、労働局への到達は翌開庁日となります。

### 3. 送付方法等について

申請書は郵便、来局、j-Grants（ジェイグランツ：デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）の3とおりです。メールやFAXでの申請はできません。

郵送の際は郵便事故防止のため、簡易書留等の配達記録が残る方法で郵送し、配達状況については配達業者に直接ご確認ください。配達記録が残らない郵便事故に関する責任は負いかねますのでご注意ください。

申請書の受理控えは発行しておりません。返信用封筒を同封されても対応いたしかねますので申請者側で控えを保存願います。

### 4. 受理と返戻について

申請に必要な様式や添付書類がすべて揃ってからの受理となり、審査は受理が完了した順に開始します。必要な書類が不足する場合や重要な記載漏れ等がある場合、書類は原則一括返戻となります。返戻の結果、賃金引上げ日や申請期限を徒過し申請の機会が失われるおそれがあります。特に地域別最低賃金改定日や申請期限の2～3週間前より多数の申請が予想され内容の確認に相当の時間を要しますが、点検の結果、返戻扱いとなった場合、申請の機会を失うおそれがあります。また、この助成制度は予算に基づき実施するため、申請期限前に終了する場合があります。以上のことから要綱、要領、マニュアル、チェックリスト等で書類に不備がないかよくご確認をいただき、余裕をもった申請をお願いします。

### 5. 賃金引き上げ期間について

賃金の引上げは交付申請後から要領に定める賃金引上げ期限までに完了願います。交付申請前に既に引き上げた分は対象となりませんのでご注意願います。

## 6. 交付決定について

審査の結果、交付が認められる場合、交付決定の通知をお送りします。設備投資等の売買契約の締結・納品・施行着手・支払は交付決定後に行っていただく必要があります。交付決定以前(交付決定日当日も含む)に設備投資等の売買契約の締結・納品・施行着手・支払を行っていた場合は助成対象となりませんのでご注意ください。

あわせて、事業完了期限が定められていますので、その期限までに計画事業を完了する必要があります。このことから、交付決定後に購入・導入でき、事業完了期限までに実施完了できる設備投資かよくご検討をお願いします。

## 7. 交付決定後の計画変更について

交付決定後に交付決定内容が変更になる場合は、変更後の事業に着手する前に計画変更の承認を受ける必要があります。事業実績報告時に交付決定の内容から変更があるにもかかわらず、計画変更の承認を受けていないことが判明した場合は交付額確定が行えませんのでご注意ください。仮に、軽微な変更なので届け出を要しないと思ったと主張されても変更承認を得ていない場合、交付額確定を行えない場合があります。

## 8. 第三者が関与する申請について

代理人(または提出代行)できる第三者は、社会保険労務士としての登録を受け、申請書の「申請代理人欄」に記名した者だけです。無資格者(例えば「助成金コンサルタント」を自称する者や、労働能率増進機器の販売会社の担当者、設備投資に係る貸付業者等)が関与している事実等が発覚した場合には、不正受給の疑いがあるとして、申請した事業主も責任を問われる場合があります。また、申請者本人や提出代行者・事務代理・代理人以外の方から、具体的な内容等についてのお問い合わせや要望にお答えすることはできません。

審査の過程で審査担当より質問や追加資料を求める場合がありますが、事務代理・代理人がその事業計画を掌握できておらず対応に不備が重なる場合は、取下げの対象となる場合がありますので、事務代理・代理人を立てる場合は、十分な情報共有をお願いします。

## 9. その他

- (1) 申請前には交付要綱・交付要領・申請マニュアル・Q & A を必ずお読みください。
- (2) 原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給防止の観点から、一度提出された書類について、事業主の都合や誤りを主張としての差替えや訂正を行うことはできません。
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正を期するため支給後も執行状況について報告や立ち入り検査を求める場合があります。
- (4) 支給後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に違反す

る事項があった場合は決定の取消や補助金等の返還を求める場合があります。  
<補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律>(昭和三十年八月二十七日)(法律第百七十九号)

青森労働局 雇用環境・均等室 業務改善助成金係

- 所在地：〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階
- 開庁時間：年末年始除く月～金の 平日 8時30分～17時15分
- 電話：017-734-6651

・申請、受理後に助成金係から補正資料の求めがあった場合の専用メールアドレス

[aom-kokin02-2☆mhlw.go.jp](mailto:aom-kokin02-2☆mhlw.go.jp)

※上記の☆は@に置き換えてください

(申請後の追加資料、補正資料の受信専用メールアドレスです。ご質問や新規申請をいただいても受付できません。)